

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号，以下「PFI法」という。）第7条の規定により，（仮称）八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので，同法第11条の規定により，特定事業の選定における客観的評価結果を公表する。

令和2年4月2日

八千代市長 服部 友則

(仮称) 八千代市学校給食センター
東八千代調理場整備・運営事業

特定事業の選定について

令和2年4月2日

八 千 代 市

1 事業概要

(1) 施設の概要

① 事業名称

(仮称) 八千代市学校給食センター東八千代調理場整備・運営事業

② 事業に供される公共施設等の名称

(仮称) 八千代市学校給食センター東八千代調理場

③ 計画位置

八千代市保品1737番地

④ 事業目的

学校給食は、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、成長期にある子どもたちに栄養バランスのとれた食事を提供することを通じて、望ましい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、健康の増進などの目標を達成することを目指して、継続的かつ計画的に実施しなければならない。

また、アレルギー対応食提供の必要性の高まり、大量のエネルギーを消費する施設であることから環境配慮への要望と、給食を取り巻く環境も変化している。さらに、近年の大規模災害により防災に関する社会構造の変化等を踏まえ、「防災拠点」という新たな視点で施設の整備に取り組む必要がある。こうした状況の中、市では、市内2調理場（高津・村上調理場）の老朽化に伴い、単に調理するための施設から、防災拠点としての役割を持った施設とし、炊き出し機能を備えた調理場とするため、新川を中心として高津調理場を西側に、村上調理場を東側に移転・建設することを計画している。なお、平成23年に八千代市学校給食センター西八千代調理場整備・運営事業（PFI（BTO方式））の事業者選定を行い、平成25年から稼働を開始している。

本事業は、既存の村上調理場を移転し、本件施設を整備するものである。また、八千代市学校給食センター西八千代調理場にて対応済みとなっているアレルギー対応食について整備することで、全市的にアレルギー対応を可能とすること、従来から求められてきた「より効率的な運営」を図ると共に、民間が有する食品衛生に関するノウハウを活用し、PFI法に基づく事業手法（以下「PFI事業」という。）を用いることにより、さらに安心・安全な学校給食の実現を図るものである。

⑤ 敷地面積

約9,000 m²

(2) 事業の内容

① 本件施設の整備及び既存施設の解体業務

- ・事前調査業務
- ・各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む）
- ・設計業務
- ・建設業務
- ・調理設備調達・搬入設置業務
- ・調理備品調達業務
- ・食器・食缶等調達業務
- ・事務備品調達業務
- ・外構整備・植栽整備業務
- ・工事監理業務
- ・竣工検査及び引渡し業務
- ・学校給食センター村上調理場の解体撤去業務（アスベスト除去工事を含む。）

② 本件施設の開業準備業務

- ・開業準備業務

③ 本件施設の維持管理業務

- ・建物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・調理設備保守管理業務
- ・植栽及び外構維持管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務
- ・調理備品保守管理業務
- ・食器・食缶等保守管理業務
- ・事務備品保守管理業務
- ・経常修繕業務

④ 本件施設の運營業務

- ・検収補助業務
- ・調理業務
- ・給食運搬・回収業務
- ・配送車両調達・維持管理業務
- ・洗浄業務
- ・給食エリア等清掃業務
- ・残滓及び廃棄物前処理業務
- ・衛生管理業務

(3) 事業方式

本事業の事業方式は、選定事業者が本件施設を整備した後、市に本件施設の所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務及び運營業務を実施するBTO(Build Transfer and Operate)方式とする。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、概ね以下のとおりである。

- 事業期間：事業契約締結日～令和19年8月末日
 - ・設計・建設期間：事業契約締結日～令和4年6月末日
 - ・維持管理・運営期間：令和4年9月1日～令和19年8月末日

2 市が自ら事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合の評価

(1) 特定事業の選定基準

本事業をPFI事業として実施することにより、効率的かつ効果的に実施できる可能性について、次の項目の評価結果に基づき判断する。

- ① コスト算出による定量的な評価
- ② サービス水準の向上等の定性的要因に関する客観的な評価

(2) コスト算出による定量的評価

① 算定に当たっての前提条件

本事業において、市が自ら実施する場合の市の財政負担額と、PFI事業により実施する場合の市の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を以下のように設定した。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	市が自ら事業を実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	1. 支出 (1) 設計・建設費 (2) 維持管理費 (3) 運営費 (4) 地方債の償還費	1. 支出 (1) サービス対価 ・設計・建設費 ・開業準備費 ・維持管理費 ・運営費 ・SPC関連費用 (2) アドバイザリー費 (3) モニタリング費 (4) 地方債の償還費
共通条件	割引率：2.6% 施設整備期間：1年9ヶ月程度 開業準備期間：2ヶ月程度 維持管理・運営期間：15年	
資金調達に関する事項	(1) 一般財源 (2) 学校施設環境改善交付金 (3) 地方債	(1) 一般財源 (2) 学校施設環境改善交付金 (3) 地方債 (4) 民間資金

② 算定方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の市の財政負担額とPFI事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比べ、PFI事業により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額が5.5%程度削減されるものと見込まれる。

また、本数値は、事業者へのリスク移転を見込んでおらず、これらを考慮した場合は、更なる削減効果が期待できる。

(3) サービス水準の向上等の定性的要因に関する客観的な評価

本事業をPFI事業として実施した場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

① 事業の合理化・効率化

設計・建設から維持管理・運営までを一括して民間事業者が発注するため、分割発注と比較して、維持管理・運営等と十分に整合した施設の設計・建設を行うことになり、各業務間の連携や

効率性を考慮した施設整備や、長期的な計画に基づいた維持管理・運営業務の最適化が図られることから、事業の合理化・効率化が期待できる。

② 財政負担の平準化

PFI事業では、設計・建設費用について、従来では施設整備時に一般財源により一時金として支払っていた多額の支出を、民間資金を活用することにより事業期間を通じて平準化して支払うことが可能となる。

③ 学校給食サービス水準の向上

民間事業者が有する専門的な知識や技術を活かした創意工夫が発揮されることにより、高水準な衛生管理体制の充実、災害対策、環境問題への配慮及び食物アレルギーへの対応等の学校給食サービス水準の向上が期待できる。

(4) 総合的評価

本事業をPFI事業として実施する場合、市が直接事業を実施する場合と比較して、市の財政負担は、定量的評価において5.5%程度の縮減が見込まれ、定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業をPFI法第7条の規定により特定事業として選定する。